

# 建築確認の事前審査制度について

建築確認手続きの迅速化、円滑化に向け、平成24年6月20日より事前審査制度を変更しました。

	変更前	変更後
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>堺市内で建築確認を受ける建築物のうち建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物</li> <li>堺市内で確認を受ける工作物、昇降機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堺市内で建築確認を受けるすべての建築物、工作物、昇降機</li> </ul>
受付時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>堺市開発行為等の手続きに関する条例に基づく「開発行為にかかる適用法令等判定書」、同条例第9条の検査済証、都市計画法第36条の検査済証の添付および所要の関係課裏書が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堺市開発行為等の手続きに関する条例に基づく「開発行為等にかかる要否判定願」が提出されていること。</li> </ul>

## 事前審査を開発要否判定と並行して行います！

・木造2階建て住宅等の4号建築物の確認済証交付までの目標期間

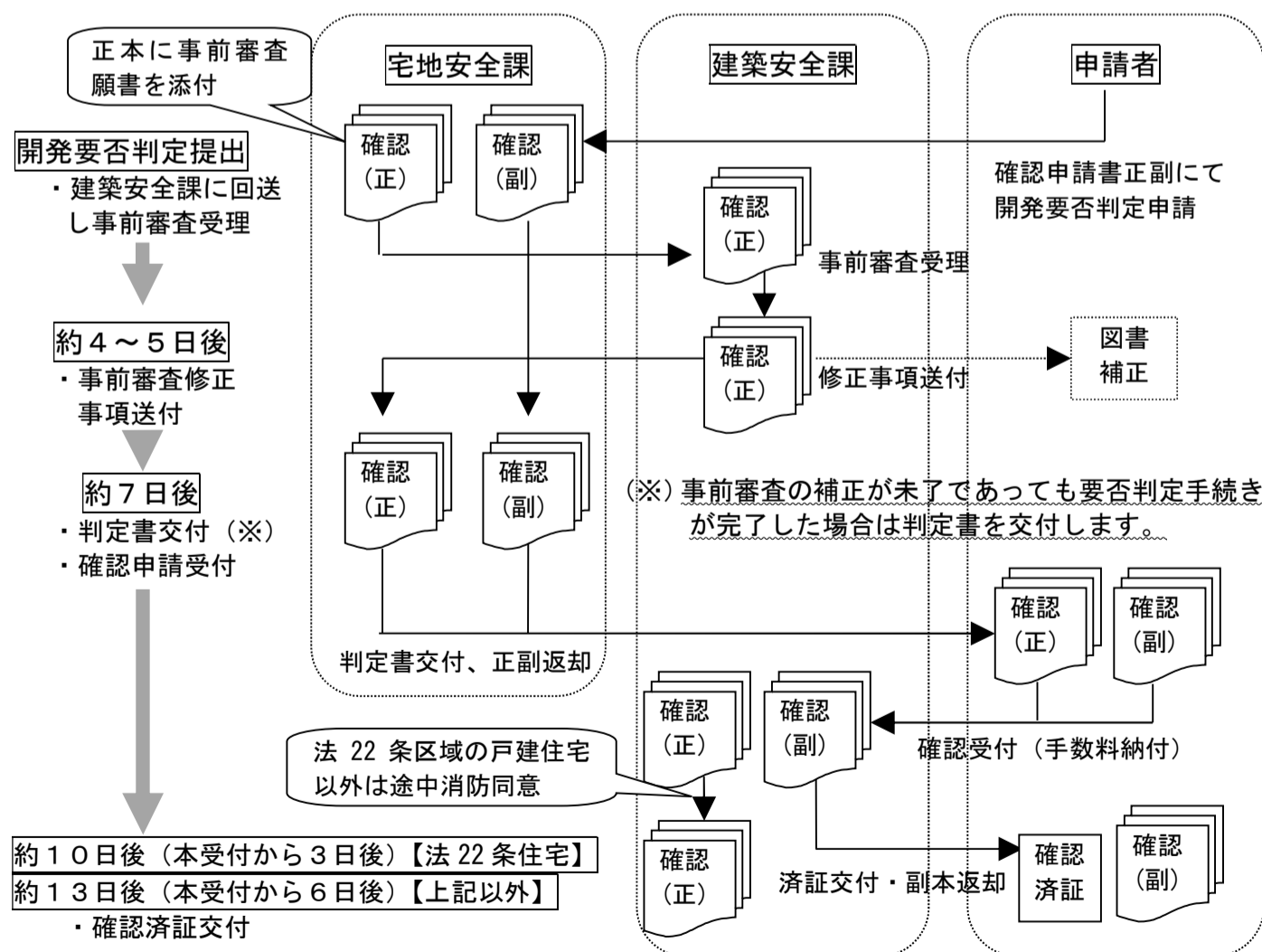
要否判定提出後

- 法22条区域の戸建住宅：10日以内（本受付後3日以内）
- 上記以外：13日以内（本受付後6日以内）

- 上記期間は土日等の休日を含みます。（ただし、長期連休を除きます。）
- また、要否判定に時間を要する場合や、図書に不適合・不整合が存在する場合は、確認済証交付までに時間を要する場合があります。

### ■手続き例（都計法32条協議・条例協議不要予定物件の場合・期間は4号物件の場合）

※ この手続きの例に依らず、条例に基づく要否判定願が提出されている物件については、随時建築安全課の窓口で事前審査を受付します。



### ■留意事項等

□書類の不備、不足にご注意ください。

図書に不適合となる計画部分や、不整合な部分が存在する場合は、審査に時間を要する場合があります。

また、不適合・不整合が多数存在する場合は、書類を返却することもありますので留意してください。

□事前審査受付後、計画に変更が無いようにしてください。

都市計画法32条協議、条例協議中の物件でも事前審査を受付しますが、協議が一定整い、計画が整っていることとします。

□事前審査終了後は堺市建築主事に確認申請を行うようにしてください。

なお、本制度の手続きに係る手数料は必要ありません。



問い合わせ先:堺市 建築都市局 開発調整部 建築安全課 審査係 072-228-7936(直通)